

教育委員会 5 月定例会会議録

1. 日 時 平成 27 年 5 月 20 日(水)午後 5 時 00 分
2. 場 所 土浦市教育委員会大会議室
3. 出席委員 委員 長 小 原 芳 道
職務代理者 橋 本 重 信
委 員 木 下 謹 子
委 員 説 田 賢 哉
教 育 長 井 坂 隆
4. 委員以外の出席者
教 育 部 長 湯 原 洋 一 参 事 栗 栖 宣 博
教育総務課長 根 本 卓 也 学 務 課 長 望 月 亮 一
生涯学習課長 今 野 修 文 化 課 長 杉 田 真 彦
スポーツ振興課長 星 田 洋 一 指 導 課 長 小 島 勝 則
図 書 館 長 大 貫 三 千 夫 学 務 課 長 補 佐 瀬 古 澤 秀 光
5. 議 題
 - (1) 議 案
 - ① 議案第 4 号
土浦市庁舎の移転に伴う関係条例の整備に関する条例の制定に対する意見について
(生涯学習課) (非公開)
 - ② 議案第 5 号
土浦市放課後児童クラブ条例の一部改正に対する意見について (生涯学習課) (非公開)
 - ③ 議案第 6 号
平成 27 年度土浦市一般会計補正予算案 (第 1 回) に対する意見について
(教育総務課, 文化課, 生涯学習課) (非公開)
 - ④ 議案第 7 号
土浦市新治地区小中一貫教育学校整備基本計画策定委員の委嘱について (教育総務課)
 - ⑤ 議案第 8 号
土浦市学区審議会委員の委嘱について (学務課)
 - ⑥ 議案第 9 号
土浦市給食センター運営審議会委員の委嘱について (学務課)
 - ⑦ 議案第 10 号
土浦市美術展委員会委員の委嘱について (文化課)
 - (2) その他
 - ① 教育に関する事務事業の管理及び執行の状況の点検・評価 (平成 26 年度分) について
(教育総務課)
 - ② 新治地区小中一貫校開校準備協議会の開催について (学務課)
 - ③ 土浦市立幼稚園適正配置の検討について (学務課)

- ④ 学校給食における米粉パンの試験提供について（学務課）
- ⑤ 学校における食物アレルギー対応マニュアルについて（学務課）
- 6. 傍聴者 なし
- 7. 議事内容

委員 長 皆さんこんにちは。定刻となりましたので5月定例会を始めたいと思います。開会するに当たりまして、会議の非公開についてお諮りいたします。議案第4号、5号、6号は、議会に提出前の議案ですので、これを非公開とすることにご異議ございませんか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

委員 長 よろしいですか。では、議案4号、5号、6号は非公開とすることにいたします。それでは、初めに教育長より報告事項のほうをお願いいたします。

教育 長 _____4月22日以降の行事について報告_____

委員 長 ありがとうございます。よろしいですか。それでは、ありがとうございます。続きまして、議案に入りたいと思います。

【議案第4号「土浦市庁舎の移転に伴う関係条例の整備に関する条例の制定に対する意見について」を協議】（非公開）

【議案第5号「土浦市放課後児童クラブ条例の一部改正に対する意見について」を協議】（非公開）

【議案第6号「平成27年度土浦市一般会計補正予算案（第1回）に対する意見について」を協議】（非公開）

続きまして、議案第7号 土浦市新治地区小中一貫教育学校整備基本計画策定委員の委嘱について、総務課お願いします。

教育総務課 土浦市新治地区小中一貫教育学校整備基本計画策定委員会設置要綱第4条に基づきまして、委員を委嘱しておりますが、本年4月1日付の教職員の人事異動及び土浦市議会選挙の結果によりまして委員に変更がありましたので、改めて委員の委嘱についてお諮りするものでございます。

なお、市議会の選出が、昨日19日だったものですから、本日お配りしました新治地区小中一貫教育学校整備基本計画策定委員の委嘱についてというような資料をごらんいただきたいと思います。

こちらで網かけになっている方に新たに委員として委嘱をしたいと考えているものでございます。小学校の校長先生が2人、そして市議会からは引き続き地元の鈴木議員が選出されてございます。以上でございます。

委員 長 ありがとうございます。新治地区の小中一貫教育学校整備基本計画策定委員の委嘱についてという議案ですけれども、変わったのは人事異動による校長先生ですね。あと市会議員の鈴木先生は入ってなかったんですか、この前は。

教育総務課 いや。

委員 長 入っていたんですか。だから、そのまま横すべりと。
教育総務課 引き続き文教厚生委員会ということで、その中から選出されました。
委員 長 わかりました。よろしいでしょうか。
教育 長 完賀委員の備考の部分に、元新治村長を入れるべきじゃないんですか。
教育部長 役職としてはありますけれども、土浦市と合併した後の完賀さんの身分の取り扱い等考えると、入れないほうがいいのかと思います。

委員 長 よろしいですか。それでは、議案第7号の委員の委嘱については、原案どおり可決といたします。
続きまして、議案第8号ですね、土浦市学区審議会委員の委嘱について。学務課お願いします。

学 務 課 学務課でございます。資料のほう23ページ、それから本日お配りした資料のほうですね、名簿のほうを記載させていただいております。
土浦市学区審議会条例第3条の規定に基づきまして、平成26年6月1日から2年間の任期中で委員の皆様にご委嘱しておりましたけれども、一部委員の変更についてでございます。
名簿のほう、新たに委員になった方につきまして、米印で記させていただいております。学校のほうの教職員の異動に伴うもの、それからPTAの役員さんの変更、そして議会の議員さんの変更でございます。
それから、表の一番下になりますが、地区長連合会の会長につきましては、今週の金曜日5月の22日に選出されるものですから、ちょっと名前のほうは空欄とさせていただきます。後ほど、何かの形でご報告させていただきます。

委員 長 わかりました。学区審議会委員の委嘱で、その名簿どおりと、一人だけ地区長連合会がまだ決まってないということなんですが、いかがでしょうか。何かご意見ございますか。

学 務 課 学区審議会は、最近開かれてましたか、去年1回やったんでしたっけ。
今年度につきましては、この後、報告事項で説明させていただきますけれども、幼稚園の適正配置などで、学区審議会を開いていただくことを考えております。

委員 長 このメンバーでということで、大丈夫ですかね。
それでは、議案第8号 土浦市学区審議会委員の委嘱については、原案どおり可決といたします。
続きまして、議案第9号 土浦市給食センター運営審議会委員の委嘱について、これも学務課長、お願いします。

学 務 課 資料のほう25ページ、それから、本日お配りした名簿のほうごらんいただきたいと思います。
土浦市学校給食センター条例第4条の規定に基づきまして、平成26年6月1日から2年間の任期中で委員の皆様にご委嘱しておりましたが、こちらにつきましても一部委員の変更についてでございます。
名簿のほうなんですが、備考欄に変更ということで記載してある方につきましては、新たな委員の方のお名前を載せさせていただいております。
市議会議員、それから学校長やPTAの代表者の変更でございます。よろしくお願

いします。

委員長 ありがとうございます。議案第9号は、土浦市給食センター運営審議会委員の委嘱ということですが、新しく議員さんが変わったということに変更になってますけれども、何かご意見ございますか。よろしいでしょうか。

委員長 それでは、異議なしということで、議案第9号の土浦市給食センター運営審議会委員の委嘱については、原案どおり可決といたします。

続きまして、議案第10号 土浦市美術展委員会委員の委嘱について。文化課、お願いいたします。

文化課 文化課でございます。資料27ページお願いいたします。

大きな1番の概要に書いてありますとおり、土浦市美術展委員会規則により、任期は2年間と定められておりますが、ページ29でございます。概要にございますとおり、任期が2年間と定められております。現在、その任期が27年5月30日をもって満了となりますことから、規則第2条に基づきまして委員を委嘱するものでございます。

大きな2番の委員(案)でございますが、こちらに記載されておるメンバーの方を委員として委嘱をしたいと考えております。

任期につきましては、平成27年6月1日から平成29年5月31日の2年間でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 ありがとうございます。議案第10号 土浦市美術展委員会委員の委嘱についてということで、29ページの方が委員として推薦されてますけれども、これは、新しい方はいるんですか。留任ですか。

文化課 皆さん留任でございます。

委員長 皆さん留任ですか。

何かご意見ございますか。よろしいですか。

前回同様ということになりますね、よろしいですか。

それでは、土浦市美術展委員会委員は、原案どおり29ページのメンバーの方に委嘱したいと思います。ありがとうございました。

続きまして、議案はこれで終わります。協議に移りたいと思います。

協議1番目、教育に関する事務事業の管理及び執行の状況の点検・評価(平成26年度分)について、総務課、お願いします。

教育総務課 それでは、31ページをお願いします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の規定に基づきまして、事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行いまして、その結果を議会に提出するとともに、公表することになってございます。

つきましては、2のスケジュール案に記載しましたとおり、平成26年度に実施しました事務事業について、点検・評価を行い公表を行うものでございます。

なお、点検・評価に当たりまして、学識経験者の案といたしまして、3のほうに記載してございます3名の先生方をお願いする予定でございます。真ん中の田上先生につきましては引き続き、一番上の小野寺先生につきましては、前任の山根先生のほうが昨年までということで、後任に小野寺先生を紹介していただいて、今回お願

いしたいと、そういうものでございます。また、一番下の齊藤先生につきましては、PTAの連合会の会長勝田さんの後任のPTA連合会の会長ということでお願いしたいと考えております。以上です。よろしくお願いいたします。

委員長 例年行っております教育に関する事務事業の管理執行状況の点検・評価ということで、3名の方に評価・点検をお願いしてるわけですが、何かご質問、ご意見ありますか。

委員長 この3名の方をお願いするということで、よろしいですね。ありがとうございます。それでは、協議事項この1点だけですかね。続きまして、報告事項ですね、報告の一番目、総合教育会議の事務局について、総務課、お願いします。

教育総務課 それでは、資料32ページをお願いします。今年度より、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4の規定に基づきまして、全ての地方公共団体に総合教育会議の設置が義務づけられたということでございます。

その概要につきましては、大きな丸で二つ記載しましたとおり、まず、構成員は首長と教育委員会で、会議は首長が招集するというようなものでございます。

会議における協議・調整事項につきましては、1から3のとおり、まず、教育に関する大綱の策定。

次が、教育を行うための諸条件の整備など、重点的に講ずべき施策。

三つ目が、児童・生徒等の生命・身体の保護など、緊急の場合に講ずべき措置というものが、協議、調整の内容になってくるものと思います。

次に、2番の事務局でございますけれども、市の中でどの部局が事務局を担当するのかというようなことでございますけれども、まず、丸の一つ目でございます、地方公共団体の長が総合教育会議を設けるという趣旨に鑑みまして、首長部局で行うことが原則ということになってございます。

丸の二つ目、しかしながら、総合教育会議にかかる事務処理に当たっては、教育委員会のフォロー、所管課のほう精通しているというようなことがありますので、教育委員会事務局に委任、または、補助執行させることが可能だというようなものになってございます。

では、本市においては、どこに事務局を置くのかにつきまして、去る5月8日に、先ほど教育長からありましたように、両副市長及び市長、公室長と協議を行ったところでございます。

協議の結果としましては、法律の趣旨としましては、首長が総合教育会議を設けて、また、招集するという事に鑑みまして、市長部局に事務局を置くということが原則となっておりますけれども、実際の協議内容については、教育に関することがほとんどであることから、教育委員会で行うことが事務処理の効率化を図ることにもなるということから、方針としましては、市長のほうに権限を残しつつ、教育委員会総務課において、この事務を補助執行するというようなことになりました。

しかしながら、先ほどから申しておりますとおり、法律の趣旨としましては、市長部局ということがございますので、今後、他市の状況を調査した上で、その補助執行

の事務や例規の整備等を市長部局と協議しながら進めてまいりたいと考えております。

下の参考に記載してございますのが、各市の今のところの予定ということでお伺いしておりまして、半分以上が市長部局が担当するというような状況になっております。以上でございます。

委員 長
説 田 委員

総合教育会議の事務局についての報告でしたけれども、何かご意見ありますか。これは多分、新しい取り組みだと思っておりますので、私も、まだわからないところ多数ありますけれども、ただ、やっぱり茨城県にしても、近隣の県南の市町村にしても、市長部局がやっているところがありますので、土浦だけ教育委員会事務局にもってく評価の理由というのは、精通してるとということが主な理由なんではなかね。

委員 長
教育総務課

当分の間ではないのですか。

まだ決定ということではございません。一応、そういった方針で協議を進めるというような、今の段階ではそういう状況です。

教育部長

まだ、事前協議の段階の答えです。要は、市長のほうに、この方針をまだ説明しておりませんので、今後、市長のほうに説明をして市長に決定していただくと。

ただ、この補助執行の今ご質問があった点については、例えば、児童生徒の生命身体の保護など緊急の場合、いじめの重要案件だと思うんですが、これを一々これがあつたときに、例えば、市長部局のほうで、こういうことあつたので開いていただけませんかと教育委員会から改めて申し出をするよりは、教育委員会のほうが補助執行してやったほうが早いんじゃないかというような話もございまして、今まだちょっと、特に教育長もあちこち調べていただいているんですが、まだ、結論という段階には至っていないんですが、いずれにしろ、そういう場合も想定して一番対応のとりやすいところが事務局になったほうがいいと思っておりますので、もうちょっとお時間をいただいて検討させていただきたいと存じます。

橋 本 委員

部長が言ったように、私もそう思いますね、緊急を要する場合は、こちらに事務局があつたほうが非常にやりやすいし、方針とか大綱とか決める場合は、事務局が向こうにあつて大きなことを決めてくという。だから逆に考えれば、兼務発令なんかしてるところもあるので、それなんかもうまく、教育委員会のほうと部局の方と兼務発令した人が、うまくできることも可能なのかなというふうにも思うんですけどもね。一番いい案を、いい方法を、考えてもらえればいいと思うんですけども。

委員 長
教育総務課
委員 長

これ条例で定める必要はないんですか。

法律で決定されてるものですので、条例で定める必要はないです。

何かご意見ありますか。

ことしから始めるんですよね。

教育総務課
委員 長

今年から。

大綱の策定をまずということでしょう。大綱というのは、教育方針というのをそのまま踏襲するわけ、全く別個でつくるわけ。市長とも話し合わなくちゃならないですけどもね。

教育総務課

教育に関する大綱ですので、詳細ではなくて大きな項目立てをして、市の方針を決定するということですので、教育行政方針なども参考にしたい。あと、市の第7次

総合計画、そちらのほうで教育に対する大きな項目をうたっていますので、そちらとの整合を図りながら決めていくことになるかと思えます。

委員 長
教育総務課
委員 長

もう早速やんなくちゃいけないんでしょう。ことしから、4月から。なるべく早くということで。

教育総務課
委員 長

いろいろ市長も忙しいでしょうけれども。何かご質問ありますか、いいですか。当分というか、事務局は教育委員会に置くということでいかがですか。

教育総務課

それを今後、少し時間をいただいて、市長の判断をいただくと。

これから、その辺も話し合いですよ。年に1回というわけでもないでしょう。総合教育会議はね。

委員 長

通常は、今年度は大綱の策定とかそういうのがありますので、何回かお集まりいただくとお思いますけれども、通常であれば、予算の要求時期での予算に関する話し合いとか、あとはさっきありましたいじめとか、自殺とかあった場合の緊急的なものでありますので、年に通常は1回、あとは緊急のものというような感じかとお思います。

よろしいですか。総合教育会議の事務局については、教育委員会によって補助、執行するという事で当分いくと。

学 務 課

続きまして、2番目ですね。新治地区小中一貫校開校準備協議会の開催について、学務課、お願いします。

資料の33ページでございます。

こちらは昨年度、地元協議の場として設立いたしました新治地区小中一貫校開校準備協議会の今年度最初の会議を開催するというものでございます。

今年度は、三つの専門部会を立ち上げまして、一貫校の学校の名前や通学のこと、また、PTA組織や学校運営などについて、具体的な中身を協議していくというものでございます。

協議会の委員とスケジュールにつきましては、34ページ、35ページのほうでございます。

開校に向けまして、円滑な準備を進めていきたいというふうに考えております。よろしく申し上げます。

委員 長

スケジュールは、その次のページですよ、35ページですか。準備協議会委員のメンバーが34ページで、そのスケジュールが35ページということですね。

第1回目というのが6月4日。このメンバーというのは、いろいろ準備会の委員がありましたよね。

学 務 課

ちょっとメンバー変わりました、PTAの役員さんとか、学校の先生なんかもちろん異動で変わっています。

委員 長
学 務 課

構成は同じだと。

はい。

委員 長

それでは、新治地区の小中一貫校の開校準備協議会について、何かご意見、ご質問あればお願いします。

説 田 委 員

想像するに、非常に膨大な作業になるかと思うんですけども、恐らくゼロからつくると、とても大変だと思いますので、何かモデルとなる自治体なんかあるんです

か。

学 務 課

昨年度ですが、つくば市の春日学園というところに視察を行ったりしておりますけれども、今後そういうまわりの自治体といますか、モデルになるようなところも踏まえて協議を進めていきたいと思います。

委 員 長

ここにあれですか、教育委員会のメンバーは入らないんですか。

学 務 課

これは地元の協議の場という位置づけなものですから、この中で校名とかも協議してくわけなんですけれども、それにつきましては、随時、教育委員会のほうにも報告をさせていただきたいというふうに考えております。

委 員 長

準備会とかには入ってましたよね。

教 育 部 長

あくまでこれは地元の組織で、決定権があるわけではないんですね。例えば、校名について、これにしましょう、あれにしましょうという。例えば公募にするか、それとも自分たちで決めるのか、地元の人たちで決めるのか、そういうのを検討していただいて、これがいいです、例えば公募になります、公募がいいんじゃないですかという話があれば、当然こちらの委員会に諮って、学校のことですから、教育委員会のほうが最終的な決定はするという形になります。その前段のご協議をいただく場としてつくっておりますので。

委 員 長

わかりました。ここで決定するわけじゃないんですね。わかりました。

それでは、よろしいですか。検討していただくと。案をいろいろ出してもらうということですね。

それでは、今後、第1回目がまず開かれるということです。

続きまして、3番目、土浦市立幼稚園適正配置の検討について、これも学務課ですね。お願いします。

学 務 課

資料の方36ページでございます。

こちらにつきましては、先月の定例会でご報告させていただいていましたけれども、市立幼稚園の園児数が年々減少傾向にありまして、望ましい教育環境を維持するために、適正配置等の検討を行っていくというものでございます。

進め方といたしましては、38ページになりますが、まず、内部関係者による検討委員会を設置いたしまして、公立幼稚園の現状とか課題の整理を行いまして、望ましい教育環境について、共通の認識を深め話し合いをしていくと。その話し合いの内容につきましては、教育委員会のほうに報告をさせていただきたいと思っています。そうした内容を受けまして、教育委員会のほうでは、この問題につきまして、学区審議会に諮問をいただくことを考えております。学区審議会のほうでは、外部の委員さんを交えた審議会でございますが、さまざまな観点からより具体的に議論をいただきまして、適正配置につきまして答申をいただこうというふうに考えております。

この答申内容につきまして、教育委員会でさらに検討をして、公立幼稚園の適正配置を決定していこうというものでございます。説明は以上でございます。

委 員 長

ありがとうございます。市立幼稚園の適正配置の検討についてということで、委員の方とスケジュールの案が出ておりますけれども、ご意見ご質問あれば、お願いいたします。

将来的な民営化ということを考えてるわけ。市立幼稚園は残すという方向ではいるんですか、この適正配置というのは。

学 務 課 やはり現状といたしましては、五つの幼稚園で600名の定員がある中で、約200人しか園児がいないということで35%の充足率という現状がございますので、なかなかいろいろ教育環境の問題もそうですけれども、幼稚園の運営という面で考えますと五つをそのまま残す状況にはないのかなというふうに考えられますので、その辺のまずは大きな方向性を内部検討委員会でもんでもらいまして、それを受けて学区審議会の中で具体的な話、どこを残したらいいかという話をいただくような形になるのかなというふうに考えています。

委 員 長 保育園なんかも民営化考えてるでしょう。

学 務 課 保育所につきましては、昨年度、協議がございまして、民営化していこうというような方向性が出て、それを受けて、今年また改めて幼稚園と足並みがそろう形になりますけれども、具体的な10個の園をどうするかという話を本年度保育所のほうも進めております。

委 員 長 保育園のほうもそういう方向でということですね。幼保一体だからね。何かありますか。難しいですけれども、ちょっといろいろ検討していただくということで、このメンバーでお願いしたいということでもよろしいですか。また意見がなってくるでしょうけれども、報告のほうよろしく願いいたします。

続きまして、4番ですね、学校給食における米粉パンの試験提供について、学務課をお願いします。

学 務 課 資料の39ページでございます。

学校給食における米粉パンの試験提供についてでございますが、地産地消による食育の推進及び米の消費拡大などに効果が期待されることから、本年度試験的な提供を行いまして、その結果について学校給食センター運営審議会に報告するとともに、米粉パンの導入について検討を図っていこうというものでございます。

試験提供の日程につきましては、資料の2番のとおりでございます。児童生徒には、アンケート調査を行いまして、実際に食べた感想と申しますか、そういったものを調査していきたいというふうに考えております。説明は以上でございます。

委 員 長 ありがとうございます。前にもありましたね、米粉パンを食べて米の消費をふやそうということでもありますけれども、いかがでしょうか。何かご意見ございますか。

木下委員 この米粉パンにしたらどうかという提案は、米の消費拡大ということが一義的な目的なのかわかりませんが、そもそも米粉パンではなくて、米飯をふやすというそういう考えはないものなんでしょうかね。米粉パンにすると単価が高くなる、これはもうわかっていることなんですけれども、米の消費拡大をということであれば、パンではなくて米そのものを米飯として出すという選択肢はないのかなと、単純な考えなんですけれども。

学 務 課 委員ご指摘のとおり、米の消費拡大ということについては、ご飯の給食をふやすことが直接的にはそういうことにつながるかと思うんですが、今現在、1週間のうちに3日間のご飯給食が出ておりまして、残り2日をパンと麺と、バランスよくその辺は振ってるような形の中で、こういった米の消費拡大という部分について、今、

1週間に1回ですけれども、パンを提供してる中で、普通の給食パンではなくて米粉パンに変えてはどうかということで、バランスを考えた中で、こういったことが提案されたのかなというふうに考えております。

委員長 週3回もご飯食べてるわけですね。残りの2日を米粉に全部するわけじゃないんですよね。将来的にはね。給食費を上げなくても済むようにするわけですか。

学務課 週1回給食パンを提供しておりますけれども、この給食パンの中でもミルクパンとかいろいろな種類のパンを出しておりますして、全体の経費を上げずに、というところからですね、ミルクパンというのは、大体おおむね月1回ぐらい、年間10回ほど出してるんですが、そういったものが結構定期的には米粉パンと同等の価格がかかってるものではございまして、そういったものを変更してくという考え方でおりますので、多くても月1回程度なのかなというふうに思っております。

委員長 パンの形は、こういういわゆる普通のコッペパン形式で出るわけですか、米粉パン、食パンみたいな。

学務課 形はこう丸い、あんぱんみたいな、そんな形だったと思います。

委員長 おいしいのかどうかですけれどね。食べたことないから。おいしいんですかね。

学務課 以前にアンケートを子供たちにやったときには、1割ぐらいの子供は、余り好きになれない、嫌いだという結果があったんですけども、我々食べてみると、モチモチしてておいしいとは感じるんですが、ちょっと好みがあるのかなと思います。

委員長 なんかわターつけて食べるとか、ジャムつけて食べるとか、イメージが湧かないですね、お米だとね。何かつけて食べるんですか。

学務課 加工の段階でマーガリンとか塗ってあるというか、味がついていますので、割とそのままおいしく食べられます。

委員長 まあ一応、米粉パン試験提供ということで、もうことしから、このスケジュールで始めるということなんです。わかりました。米粉パンやっぱり食べてみますか。

学務課 もしですね、ちょっと給食センターのほうで準備ができるようでしたら、次の定例会にでもちょっと用意したいなと考えています。

委員長 ということで、お願いします。

それでは次に移ります。5番目ですね、学校における食物アレルギー対応マニュアルについて、学務課ですね。

学務課 資料のほう40ページをお願いいたします。あわせて、本日お配りした黄色い冊子のもの、こちらが食物アレルギー対応マニュアルでございます。

食物アレルギーを持つ児童生徒への対応につきましては、大変多岐にわたるとともに、学校給食において、より多様かつ慎重な対応が求められております。

今般、学校における食物アレルギー対応マニュアルが完成いたしましたので、ご報告させていただくものでございます。

内容につきましては、大きく三つほど書いてございまして、まず一つ目として、学校給食における対応。二つ目といたしまして、学校内での給食以外の対応、それから関係機関との連携とか注意点などです。さらに三つ目といたしまして、食物アレルギーのある児童生徒の緊急時の対応ということで、大きく三つほど内容として書いてございます。

そのほかですね、専門用語の解説など知識編というところにまとめてございます。また、QアンドAなどもつけて、さらに、調査報告のための様式などをこちらの冊子の中で一冊にまとめたというものでございます。

先日、各学校、関係機関等へ配布いたしまして、食物アレルギーのある児童生徒への対応を今後も徹底していきたいと考えております。よろしくをお願いします。

委員長

ありがとうございます。学校における食物アレルギー対応マニュアルというものができたということですが、いかがでしょうか。ご質問何かございますか。

橋本委員

これについての直接的な質問ではないんですけども、非常にこれは学校では(01:11:09)でしょうね、利用してもらいたいと思いますが、この前私ね、テレビ見ていたときに、食物アレルギーは、小さいときから、例えば、そばとかいろいろなものを、なっちゃってからはだめなんだそうですよ、アレルギー反応起こしてからでは。起こす前に少しずつそういう反応を起こす食物を子供に与えてくことによって、かなりそういうアレルギー反応を抑えることができるというのを、見た人もいるんじゃないかと思いますが、ですから、逆に言えば、これ学校の対応ですけども、土浦市でやってる子育てのいろいろな講座とか、赤ちゃんを産んだ人に対する講座がありますよね、そういうところで少し勉強というかね、いろいろな人からの意見というかそういう知識を出してもらって、アレルギー反応とかそういう、現状としてはね、私が断片的に見ただけだから本当のことは、まだわかんないのかもしれないです。でも、そういうのを小さいうちからやることによって、こういう事故というかね、そういうのが防げることにもつながっていくんじゃないかと思うんですよ。

ですから、学校の対応は、僕はこういうマニュアルがあってね、非常にそれは大事だと思うんですけども、それ以前に、もう小さい乳幼児のときからちゃんと市としてこういうふうアレルギー反応を抑えていくかということ、研究というかね、研修していくことがとても大事だと思います。その辺もうまく関連させてね、やってもらえるとありがたいなというふうに思います。

委員長

そうですね。それは先生、結局、アレルゲンとして通常接してないからなんですよ。ちっちゃいころ、いろいろさらされていけばアレルギーは起きないですね。それから、私はピーナッツアレルギーとかあるでしょう。今、ちっちゃい子にピーナッツ食べさせないですよ。詰まったりするから。でも、その辺に置いとくとピーナッツ、怒られちゃうんだよ。そういうのが影響しているんだと思うんですよ。いろいろ制限しちゃってる。窒息の原因になるものはみんな遠ざけちゃって。

委員長

いろいろなもの食べてれば。実際、現実にはふえているわけですからね。対応というのは、いろいろこれから大変でしょうけれども、土浦では大きな事故はないですよ。

学務課

今のところ、ありません。

委員長

今はあれでしょう、アレルギーの子供はお弁当持ってくるんですよ。

学務課

一応、現在のところ、アレルギーがあつて給食が食べられないということで、全部自前の弁当で対応してる子供は10名ほどおります。

委員長

10名だよ。これから、給食センターが新しくなって、アレルギー対応が始まると

ちょっとそっちのほうが大変かなって感じがしますね。何かありますか。

説田委員 私、このエピペンというのを初めての言葉として目にしたんですけれども、これを実際に常に持っている児童さん、生徒さんはいないという理解でいいんですか。

学務課 現在のところ、把握してる中では、エピペン所持は、小学校、中学校、幼稚園合わせまして24名。

説田委員 いらしてますか。

学務課 ほとんどが小学生でございます。

委員長 24名、大分ふえたんですかね。それは、学校で持っているのと、子供が持っているのと2本持ってますか。

学務課 それは、子供さん、そして保護者の方の意向で、学校のほうでも持ってもらいたいし、自分でも持ってるとか、学校に全部預けちゃって、自分で持たないという子供もいるようです。

説田委員 それでは、加えて済みません、よろしいですか。これちょっと16ページ見ると、結構思い切らないと実際自分らで躊躇しちゃってできないと思うんですけれども、先生方は、訓練とかやられてるんですか。

学務課 養護の先生を中心に学校内で研修をやっていますし、今ビデオなんかもいいのがありまして、そういった実際に作業やってるような様子を見て、万が一のときにできるような形で。

それから、各学校に、エピペン所持の子供がいる、いないに関わらず、1本ずつ研修用というような形で備えてあります。

委員長 学校に置いてあるんですか。

教育部長 研修用の中に薬が入っていない。研修をするための、練習をするためのエピペンが各学校に全部。

委員長 本物を置いておいたほうがいいんじゃない。AEDだって置いてあるでしょう。全部に。

教育部長 本物はもちろん、お子さんがいる学校には置いてありますけれども、ほとんど保護者が預けてあるでしょう、あれね。

委員長 突然起きるのに備えてというのは必要ないですかね。AEDだってそうですよ、AEDだって突然起きるわけだから、それが学校に全部置いてあるなら、エピペンぐらい置いたっていいと思う。空のエピペン置いておかないで、そんなに高くないと思いますので。

木下委員 このマニュアルは、学校で先生方が対応する際のものかと思うんですけれども、特に当事者であるお子さんの保護者との間で、万が一のときにはこういう対応をしますというようなことは話はしていると思うんですが、文書とかを使って示してる、これまであるんでしょうか。

学務課 児童生徒への対応につきましては、このマニュアルの2ページと3ページで大まかな流れが書いてございますけれども、保護者からの申し出によりまして、この中でそういうアレルギーの対応が必要だという申し出がありまして、それを受けて学校のほうでは、お医者さんの指導をまずいただいてほしいということで、指導表というこちらにマニュアルが後ろのほうにあるんですけれども、この様式で医者の診断

をしていただく、それを受けて、また学校側と面接をしてですね、エピソードの必要があるものについては、学校のほうでもよく承知しておく必要がございますので、各々個人の子供ごとにですね、対応の計画書といいますか、個別支援プランというような言葉で3ページの中ほどにあるんですけども、様式6というものを、これを学校側と保護者のほうで、共同で作成するというようなことで、それに基づいて、万が一のときにこういうような対応をするというか取り決めをしておくということです。

委員長

よろしいですか。それでは、食物アレルギー対応マニュアルについては以上で終わりにしたいと思います。

そのほか、以上できょうの次第案件は終わりますね。その他で何かございますか。

—————次回定例会日程について協議—————

教育総務課

23日火曜日の4時ということで、よろしくお願いいたします。

委員長

以上をもちまして、5月定例会を閉会といたします。ありがとうございました。